

日本スポーツ振興センターの災害共済給付 (給付金が保護者のお手元に届くまで)!!

給付金の支払請求は、学校の設置者(南原小学校の場合は、
苅田町教育委員会)がセンター(支所)に対して行い、給付金はセンター(支所)から学校の設置者を經由して、児童生徒の保護者に支払われます。

また、保護者からも学校の設置者を經由して給付金の請求をすることができます。

※医療費の自己負担額が 1500 円(保険診療 3 割負担の場合、全額自己負担の場合は 5000 円)未満の場合は支給対象となりませんのでご了承ください。

1. 給付金の支払請求は、医療費と障害見舞金については毎月 10 日までに前月分を、死亡見舞金はその都度行うことができます。(但し、苅田町教育委員会へは毎月 5 日までです。)
2. 給付金の支払請求の時効は、2 年間です。
3. 医療費の支給期間は、初診から 10 年間です。
4. 苅田町子ども医療証を使用した場合は、申請できません。

災害共済給付金の支払請求と支払(医療費の場合)を図示してみました

